

離島指定基準の見直しについて

国土交通省 国土政策局

離島振興課

平成25年4月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

離島振興対策実施地域の指定について

- 離島振興対策実施地域は、離島振興法第二条に基づき主務大臣（国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣）が法第一条の目的を達成するため、国土審議会の意見を聴いて指定。
- 現行の指定基準は、離島振興対策審議会（現国土審議会）において昭和20～30年代に決定したもの。

離島振興法の目的（法第一条より）

人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る。

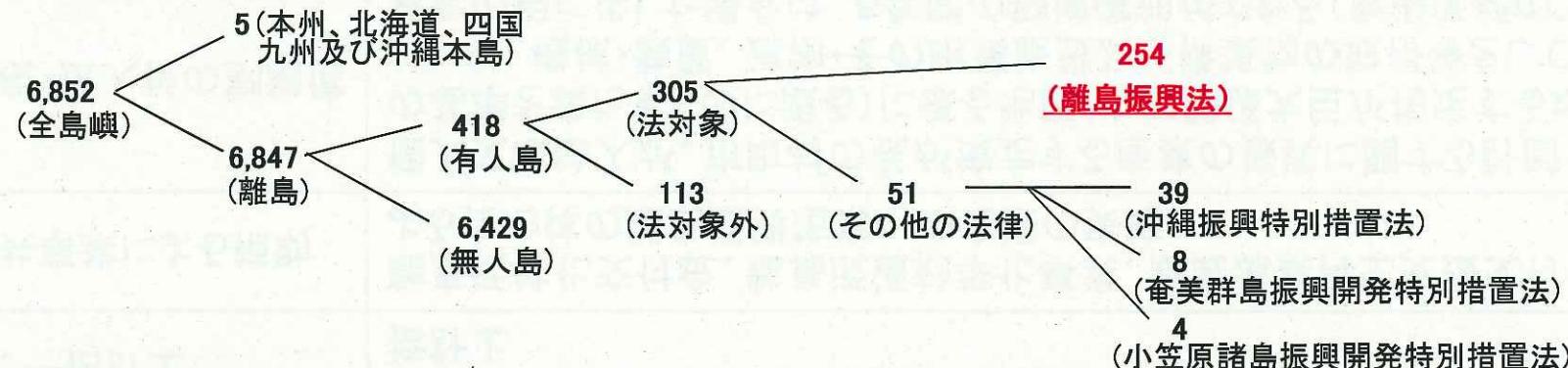
離島振興対策実施地域の指定（法第二条第一項）

主務大臣は、**国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を、離島振興対策実施地域として指定する。**

- わが国は6,852の島嶼により構成されている。このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域は254島(75地域)となっている。
- 離島振興対策実施地域の面積は5,206km²で全国面積の1.38%、人口は約38万7千人で全国人口の0.30%を占めている。

【日本の島嶼の構成】

(平成25年4月1日現在)



【離島振興対策実施地域の現況】

区分	離島の状況
地域数	75
指定有人島数	254
面積	5,206km ²
(対全国比)	(1.38%)
人口	387千人
(対全国比)	(0.30%)
関係市町村数	110

(注)人口は平成22年国勢調査による

【法対象外離島113島の内訳】

法対象外離島	113島
架橋等	91島
未指定離島※	22島

※この他に、内水面に位置する沖島(滋賀県)がある。

離島振興対策実施地域の指定による主な措置について



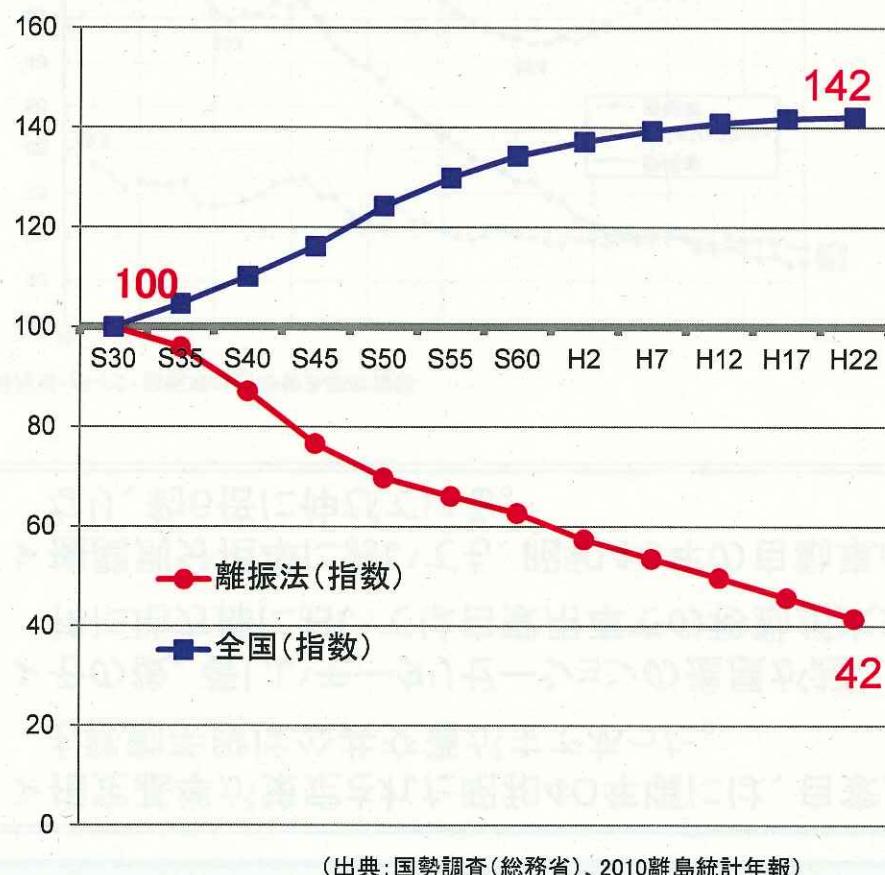
▶離島振興対策実施地域指定による主な措置は、①公共事業における補助率の引き上げ及び予算の一括計上、②非公共事業による補助、③税制上の特別措置、④日本政策金融公庫による低利融資等が挙げられる。

項目	主な内容
公共事業の補助率引き上げ、一括計上	港湾、漁港、道路、空港、公立の小中学校、保育所、消防施設、水道施設、土地改良等における国の負担又は補助の割合の引き上げ、及び予算の一括計上
非公共事業による補助	離島活性化交付金、離島流通効率化事業、離島漁業再生支援交付金等による自治体の離島振興施策への支援の実施
所得税・法人税の割増償却	個人又は法人が、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画(一定の基準を満たすものに限る)に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械・装置、建物・その附属施設及び構築物の取得等をして対象事業の用に供した場合は、5年間の割増償却ができる(取得価額の下限値:500万円以上等)
地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填	製造業、旅館業等について、地方税法第6条の規定により地方公共団体が事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、地方交付税により減収補填(上記、国税の割増償却に係る産業の振興に関する計画を作成し、指定を受けた地区に限る)
金融措置	雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金に対する日本政策金融公庫による低利融資

離島を取り巻く現状の変化（1）人口

- 昭和30年から平成22年までの人口の推移をみると、全国の人口は約4割増加している一方、離島の人口は5割以上減少している。
- 離島の人口は自然減少率よりも社会減少率の方が高い傾向にあるが、近年その差は縮まっている。

【離島の人口の推移(S30～H22)】

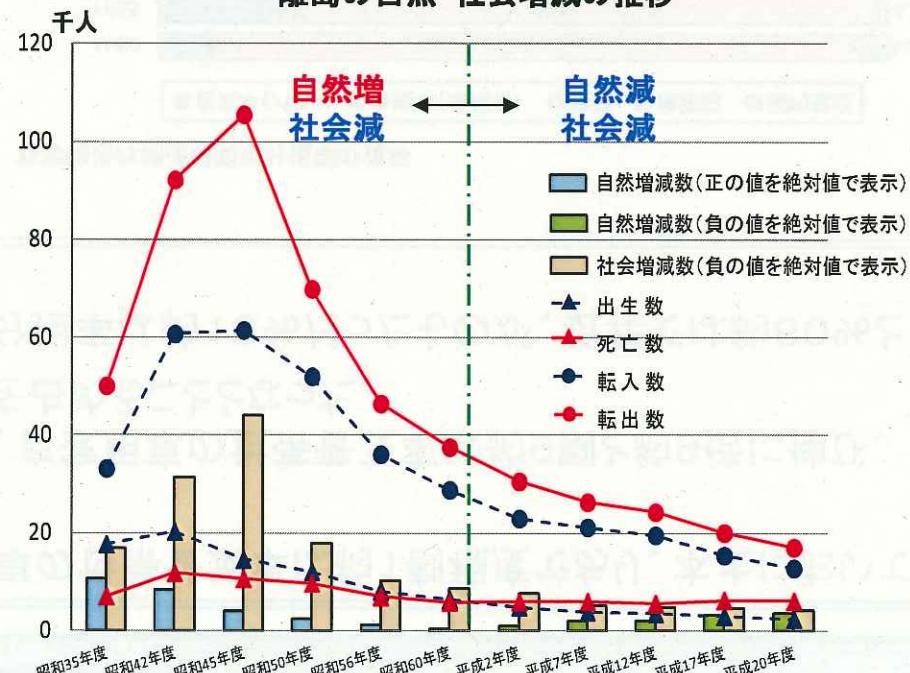


【離島と過疎地域等の人口推移の比較(H17-H22)】

	離島	過疎地域	全国
人口の増減率 (H17-H22)	-9.1%	-7.1%	0.2%

(出典:国勢調査(総務省)、離島統計年報)

離島の自然・社会増減の推移



離島を取り巻く現状の変化（2）交通状況

- 指定基準が策定された昭和40年頃には、自家用車の世帯普及率は約1割程度であり、本土においても移動手段は公共交通が主であった。
- その後、著しいモータリゼーションの進展が起こり、自家用車の世帯普及率は約9割と約9倍に伸び、特に地方部においては自家用車での移動が主流を占めることとなった。
- 機関別分担率においても、昭和40年の自動車の分担率は約10%だったものが、近年では約60%となり、約6倍に伸びている。

乗用車・バイク・自転車の世帯普及率の推移

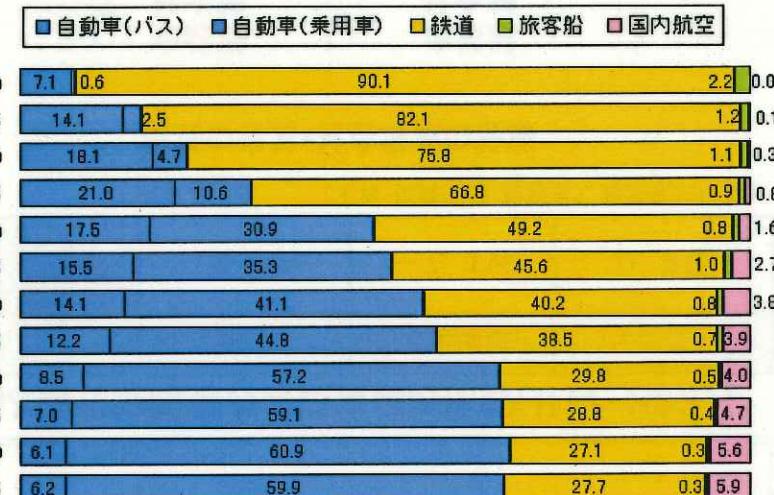


(注) 単身世帯以外の一般世帯が対象。1957年は9月調査、58~77年は2月調査、78年以降は3月調査。

05年以降、オートバイ・スクーター、自転車は調査対象外となった。

(資料) 内閣府「消費動向調査」

旅客輸送の輸送機関別分担率の推移



(注) 年度、人キロベースのシェア。1990年度より自動車には軽自動車および自家用貨物車が追加。

(資料) 国土交通省「陸運統計要覧」

▶昨年6月に成立した改正離島振興法において、「目的」や「基本理念及び国の責務」として、新たに「居住する者のない離島の増加の防止等」が規定された。

第一条（目的）

第一条 この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つてゐる離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的・社会的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

第一条の二（基本理念及び国の責務）

第一条の二 **離島の振興のための施策は**、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つてゐることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的・社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。

2 **国は、前項の基本理念にのっとり、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。**



改正離島振興法における目的規定の改正

- ・改正離島振興法第一条(目的規定)に、新たに「離島における人口の著しい減少の防止」が盛り込まれた。

離島における大幅な人口減少

- ・昭和30年と比較して、外海一部・内海離島の人口は、約70%減と非常に大きな減少率となっている。

「離島活性化交付金等事業計画」の創設など、ソフト施策重視へ

- ・改正離島振興法は、従来のハード整備のみならず、ソフト施策を重視する方針となり、従来より人口規模が小さくても事業効果の発揮が期待できる。

改正離島振興法における目的規定の改正(特に無人島の増加防止)

- ・改正離島振興法第一条(目的規定)に、新たに「居住する者のない離島の増加の防止」が盛り込まれ、人口が減少した小規模離島への対応が必要となっている。

本土側の交通環境の向上

- ・モータリゼーションの進展により、本土側の交通環境が改善し、相対的に離島の隔絶性は悪化している。

離島指定検討部会での検討経緯等について

離島指定検討部会の設置(平成24年10月31日)

- ・ 第8回離島振興対策分科会において、離島指定検討部会の設置を決定。



離島指定検討部会での離島指定基準見直し案の検討経緯

第1回部会(平成24年12月20日)

- ・ 離島指定基準の点検及び論点等について
- ・ 離島指定基準に関する検討について

第2回部会(平成25年3月4日)

- ・ 現地視察結果等について
- ・ 離島指定基準に関する検討について

第3回部会(平成25年3月27日)

- ・ 離島指定基準見直し案について
- ・ 今後の検討の方針について



離島振興対策分科会での検討(平成25年4月11日)

- ・ 離島指定検討部会報告の検討



国土審議会の決定

※国土審議会令第2条7項等により、分科会の議決は、国土審議会会長の同意を得て、審議会の議決とする。